

日本共産党の山本伸裕です。平成29年度熊本県一般会計、及び同県育英資金等貸与特別会計決算の認定について反対を表明致します。

まず歳入確保の問題について意見を申し上げますが、決算委員長の報告では、未収金の解消については、財源の確保及び負担の公平性の観点から、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じ、より一層徴収促進に努めること、との意見が添えられております。しかし私は、現状を見れば、およそ適切な徴収業務が行われていると評価することはできません。差し押さえ禁止物件である児童手当の受け取り専用で作られた口座を県が全額差し押さえた事件などはその最たる事例であります。子どもの養育を保障するためにも、差し押さえてはならないと法律で定められている児童手当を、すでに差し押さえ物件ではなくなったと強弁して差し押さえを正当化し、改めようとしないうる熊本の対応は、熊本県にとってみれば取るに足らない些細な一件に過ぎないかもしれませんが、私はそんな無慈悲な行動を取る熊本県政は絶対に容認しません。無体な徴収は教育委員会においても強まっているのでしょうか。育英資金未返還額の一括請求及び裁判所への申し立てについて、最終予告と通告する脅迫めいた県からの文書が来たこと、かつてご相談を受けた方からの連絡が入りました。この方は前に県教育委員会とも直接膝を交えて話し合い、本人はちゃんと返済する意思をしっかりと持っていること、しかしながら毎月払える返済額は限度があること、家計の状況が改善した際に毎月の返済額の見直しを検討することなどを双方で確認しました。ところがその数か月後に、まるでそんな約束は知らないといばかりの一方的な突然の最後通告であります。書面にはこうあります。再三の催告にもかかわらず、連絡もなく、長期にわたり未納が解消しませんので法的手続きに移行します。指定期限までに滞納額全額の返還をおこない、入金との連絡をしてください。期限までに連絡もなく、全額返還されない場合には借入れ額全額を繰り上げて一括で請求することになり云々。そして最後にはこう書かれてあります。一部返還があっても本人から連絡なき場合は、一括請求及び裁判所への手続きに移行しますと。事実でないことが書き連ねられていることにも怒りを禁じませんが、そもそもこの文章からは、まるで滞納者を犯罪者扱いしているかのごとき印象しか伝わってきません。ちゃんと面と向かって返済計画を話し合ってきた人に対してもこのような機械的、一方的な対応を熊本県がとっていることに大変驚いております。より一層の徴収促進に努めよ、との決算委員会の結論には賛同できないという事を表明します。育英資金の返済をめぐることは、前9月県議会においても県、および県教育委員会の強権的手法が問われる事態が生じましたが、利用者からの切実な相談が相次いでいることからしても、私はたまたま個別の行き違いが生じたという性質のものではなく、県・県教育委員会の姿勢そのものの問題を感じているということを提起したいと思っております。

歳入面でもう一点意見を申し上げたいのは熊本地震に係る国からの財政支援の問題であります。発災当初は蒲島知事も政府に繰り返し要望し、安倍首相自身も前向きにに応じていたところの、被災自治体の財政負担を実質ゼロにする東日本震災並みの財政支援は結局実現しませんでした。その結果県は一般行政経費の削減に苦慮し、人件費カットや施策の縮減が進められました。震災からの復興と財政

再建を両立させながらの県政運営はご苦労があったと思いますが、私はやはり特別立法を求める姿勢をあきらめることなく、国に対して東日本震災並みの特別立法適用を求めるべきであったろうと考えます。熊本地震被災者への支援においては、大災害が発生した他の地域でできていることが熊本の場合できていないという問題が多々あります。災害の規模は違っても被災者の苦しみは同じであります。一部損壊世帯への支援金支給、ほか何らかの公的支援制度が適用されない問題や被災者向け医療費免除制度がわずか一年半で打ち切られたことなどが、被災者の生活再建をより困難なものにしていることを、県として真剣に考えていただきたいと思います。

歳出面での大きな問題の一つは立野ダム建設に係る直轄事業負担金であります。私は危険なダムはいったんストップして震災復興に予算を回すべきだと繰り返し主張して参りました。西日本豪雨災害で、想定外の洪水が発生すればダムは洪水調節機能を失い、逆に危険な構造物に転化することが浮き彫りとなりました。河川改修と堤防強化にこそ治水対策の軸足を置くべきであります。創造的復興の名のもとに、幹線道路ネットワーク等の整備は大いに推進が図られ、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路、熊本天草幹線道路、県道熊本高森線の四車線化など、幹線道路、高速道路の整備は目白押しであります。一方で住民の日常的生活、安全を守るインフラの整備は十分に講じられたといえるでしょうか。老朽化した県営住宅に住んでおられる方からは、壁が時折崩落し大変危ないから下を通るときはヘルメットがほしいくらいだというお話を伺いました。ある県管理の港湾ではごみが散乱し、船を係留するための金具も壊れ、高さが足りない堤防を補うために地元の住民が土嚢を積んで対応しておられるという状況でありました。道路の穴ぼこや落石等による事故の損害賠償が毎回の議会で数多く出てまいります。老朽化した道路や橋梁、公共インフラの維持補修、改修のための予算は、高速道路や大型港湾の整備などと比較すると圧倒的に安い額で改善が図られるはずでありますし、同時に地元建設業者の仕事や雇用の拡大、地域経済の浮揚に直結いたします。抜本的な拡充が求められるところではないでしょうか。

施策の抜本的転換を求めたいのが同和行政、同和教育であります。国の同和対策事業が2002年に終結して16年が経過した今日、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあります。部落問題に関する非科学的認識や偏見に基づく言動が時として現れることがあったとしても、そうした言動は受け入れられるようなものではないのだという社会全体のモラルを、一般施策を通じて向上させていくことが重要であります。にもかかわらず県の人権に係る施策には、人権問題の表題の前に必ず同和問題をはじめとするという文言がつけられているように、ことさらに同和問題が強調されております。こうすることによって同和対策は特別扱いだという格付けが職員や教員に刷り込まれていくのではないのでしょうか。事実、ある地域で毎年開催されている人権同和教育授業研究会では、授業者が作成する学習指導案の冒頭部分に必ずと言っていいほど私と部落問題との出会いというテーマが共通して書かれています。教師の自由な発想に基づく人権教育の探求を押し殺し、部落問題の特別扱いを固定化してしまうような取り組みになっているのではないのでしょうか。学習会や集会への動員参加が、教職員の多忙化に拍車をかけています。国が同和問題の特別対策を終結させた背景にあるのは、部落問題の特別扱いが差別解消に逆効果となったからであるという教訓をしっかり踏まえるべきであります。同和問題はあくまで人権問題の一つ

であり、行政はあらゆる人権侵害、差別を許さないという決意のもと、同和問題を特別扱いすることなく、必要な施策の遂行を図るべきであります。

子どもの医療費助成制度の対象年齢が、熊本県の場合全国都道府県の実施状況の中で断トツで最下位であることは繰り返し改善を求めていますけれども、しかし依然として改善がすすみません。格差と貧困の広がり懸念される情勢のもとで、家計の心配をしなくとも子どもを病院に受診できるよう支援することは子育て支援の一丁目一番地であり、早急な改善を求めたいと思います。

以上、知事提出議案第 42 号、および第 50 号の決算認定について反対である趣旨を述べ、討論を終わります。